

令和8年6月8日

お客さま各位

兵庫県信用組合

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた追加取組みについて

平素は当組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当組合では、金融業界全体で取り組んでいる「手形・小切手の全面的な電子化」に向け、既に各種施策を実施しておりますが、今般、下記のとおり新たな取組みを追加実施いたします。

お客さまにはご不便をおかけする場合がございますが、今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 自己宛小切手（保証小切手）の発行終了

受付終了日：2026年（令和8年）9月30日（水）

内 容：自己宛小切手（保証小切手）の発行受付を終了します。

なお、受付終了日までに発行済みの自己宛小切手については、引続きお取扱いします。

2. 2027年（令和9年）4月以降を期日とする手形割引の受付停止

受付停止日：2026年（令和8年）6月30日（火）

内 容：2027年（令和9年）4月以降を支払期日とする手形について、手形割引の受付を停止します。

【ご参考】

当組合では、これまでに以下の取組みを実施しております。

- ・2027年（令和9年）4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付停止
- ・手形帳・小切手帳の発行終了
- ・手形・小切手の最終振出期限を2026年（令和8年）9月30日（水）に設定
- ・当座預金払戻請求書の制定

以 上